

<令和2年6月版>

避難所運営マニュアル

「新型コロナウイルス感染症対策編」

徳島県

はじめに

本県においては、医療従事者、県民や事業者の皆さまの協力を得ながら、新型コロナウイルスの感染拡大の防止に取り組んでいます。

今後、第2波、第3波が予想される新型コロナウイルスとの長丁場を見据えた場合、自然災害との複合災害へのリスクが大きくなっています。

新型コロナウイルス感染症が拡大時において、自然災害が発生し避難所を開設する場合、感染症対策に万全を期すことが重要となっております。

現在、各市町村においては、指定避難所以外における「サブ避難所」の確保、ホテルや旅館等の宿泊施設の確保を推進されているところですが、「指定避難所」においては、大勢の避難者が集団生活を送る可能性があります。

新型コロナウイルスは、新興感染症であり、現時点においては、エビデンスや研究が十分進んでおらず、明らかになっていない部分がありますが、感染症対策を理解し徹底することにより、感染拡大を防止することが求められています。

ついては、この「新型コロナウイルス運営マニュアル」の内容について、ご留意の上、適切な避難所運営を行ってください。

なお、新型コロナウイルス感染者に対する差別や排斥は絶対に避けなければなりません。感染が疑われる方が避難してきた場合において、安易な受入拒否は差別や排斥に繋がる可能性があります。災害時においては、「災害弱者」の命を守るという観点から、医療機関への移送や「専用スペース」の確保等など最善の対応をお願いします。

※当該マニュアルについては、随時見直しを行います。

第1章 避難所開設前

1 住民への広報

- ・ 避難所以外の避難方法、避難する場合の準備品等の留意点について、住民へ周知啓発すること
- ・ 避難所での感染リスク、その他の避難方法や避難所に避難する場合の留意点、三密の回避などについて、住民に以下の内容を広報紙、ケーブルテレビ等により周知啓発すること

例) 在宅避難等

- ・ 災害発生時において、水害による浸水や地震による津波、家屋倒壊の危険性がない場合は、まず危険性を確認し、感染症リスクの低い自宅で居住が継続できる場合は自宅避難も検討すること
- ・ 避難所が過密状態になることによる「感染リスク」が高まることを防ぐため、避難所以外への避難を検討（親戚や友人の家、自宅における垂直避難等）し、分散避難による「三密」にならない避難所を目指すこと
- ・ 一方で、在宅避難や車中泊等での「熱中症」や「血栓症」等のリスクについても、周知すること

例) 避難所に持参する物資等

- ・マスク、石けん、アルコール消毒液、ウェットティッシュ、体温計、タオル、歯ブラシ等の衛生用品、スリッパ、ビニール手袋、着替え、常備薬、お薬手帳、ゴミ袋などを用意し持参すること
- ・避難所では十分な手洗いや消毒が難しい場合が想定されるため、手袋の活用を推奨すること
- ・服薬している薬やサプリメント等を用意し持参すること

例) 事前の「避難者カード」等の準備

- ・受付時の混雑を避けるため、受付時に記入する「避難者カード」を事前に記入すること
- ・避難所に行く際はマスクを着用し、「健康状態チェックカード」を記入し持参すること

2 資機材の備蓄

- ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止には、以下の資機材の備蓄が重要となることから、備蓄品を再点検し、備蓄品の積み増しを行うなど、拡充強化を図ることにより、避難所の環境改善の契機とすること

【衛生用品】

- ・受付時等に避難者の体温を測る非接触型の体温計（ない場合は普通の体温計）やサーモグラフィ
- ・アルコール消毒液、次亜塩素酸溶液、台所用合成洗剤、ハンドソープ、石けん、ペットボトル飲料水
- ・除菌シート、ペーパータオル、ウェットティッシュ
- ・ゴミ袋、ポリ袋、レジ袋、チャック付きポリ袋、蓋付きゴミ箱（足踏み式）
- ・マスク、ゴーグル、フェイスシールド、使い捨て手袋、防護服（プラスチックガウン、カップ等含）

【居住スペース、専用スペース】

- ・パーティション、ポール（2m程度が望ましい）、間仕切り、簡易テント、段ボールベッド、ブルーシート
- ・扇風機、加湿器
- ・リネン（シーツ）、敷き布団、掛け布団、枕、毛布（夏期はタオルケット）、マットレス、タオル
- ・使い捨て食器、紙コップ、割り箸、ラップ、キッチンペーパー
- ・カラーテープ（区画整理用）、タフロープ、養生テープ、布テープ
- ・ポータブルトイレ、プラスチックガウン
- ・床置き型手すり

【受付用】

- ・筆記用具、マーカー、模造紙、コピー用紙、付箋、クリアファイル、バインダー、

ホワイトボード、水性ペン、セロハンテープ、看板用ラミネート、メジャー、タブレット端末など

3 サブ避難所確保の検討

【避難所の拡充】

- ・避難所における「三密化」を防ぐためには、避難所の拡充化が重要であることから、市町村においては、避難所の施設数の増加と避難所内の利用床面積（居住スペース等）の拡大を促進させること
- ・学校を「指定避難所」にしている場合は、体育館のほか「空き教室」等の活用を検討すること
 - ※ 教育委員会と事前にしっかりと調整しておくこと

【サブ避難所の確保】

- ・「指定避難所以外」の施設として、避難所指定をしていない公共施設、民間賃貸住宅の空室、空き家、大学、高校、専門学校、宿泊施設（旅館・ホテル）等をリストアップ。耐震性や浸水区域など災害リスクの状況を確認し、避難所として使用できる場合は、相手側に協力を依頼、調整し、「サブ避難所」として確保を検討すること

【開設の事前準備】

- ・避難所の「避難利用床面積」から、「三密防止」のための避難定員を設定し、施設管理者及び地域住民と、施設運営や定員管理について事前協議を行っておくこと
 - ※ 収容人数100人の避難所に、数百人がくる可能性があることから、開設時の運用（避難者の分散等）方法と収容定員について検討する
- ・車中泊やテント泊に備えた校庭、グラウンド等の確保を検討すること
 - ※ 車中泊は、エコノミー症候群への対策に配慮する

4 避難所レイアウトの準備

【レイアウトの作成】

- ・「三密」にならない運用が重要であることから、占有場所の2m間隔（人との間隔はできるだけ2m（最低1m）空ける。「三密」を回避するため、1人当たりの居住スペースは4m²以上）、通路幅は2m以上を確保するレイアウトを作成すること
- ・学校（体育館）が指定避難所の場合、教室等を活用した「居住スペース」の分散化を検討すること

【入所受付】

- ・教室を活用する際は、机や椅子の移動、児童生徒の私物の扱い等の配慮すること
- ・発熱や体調不良のある方を早期発見できるよう、避難所入口の外に「入所受付」を設置すること
- ・受付の際には、避難所の列は間隔（人との間隔はできるだけ2m（最低1m））を空け、運営スタッフによる行列の整理、立ち位置の目印を付するなどにより、入場整理を行い、混雑を防ぐこと

【専用スペース及び居住スペース】

- ・発熱や体調不良者の「専用スペース」を設置。「専用スペース」は個室が望ましいが、教室等の活用の場合はパーティションや簡易テントを設け感染防止を図ること
- ・「専用スペース」には、「専用トイレ」を確保することが望ましい。トイレはふたが飛散防止となる洋式が望ましい。携帯トイレ（段ボールトイレ等）の設置も検討。携帯トイレを使用する際にはプラスチックガウン等の配布も併せて検討すること
- ・飛沫感染防止のため、パーティションの高さは2 m程度が望ましい
※ 飛沫感染防止のため一定の高さのあるパーティションの設置は有効
- ・「専用スペース」には、家族用の待機スペースも確保し、その場合は、発熱等の方と別部屋にすること
- ・パーティションや簡易テントは、「専用スペース」を優先するが、「居住スペース」においても積極的に活用すること
- ・「専用スペース」と「居住スペース」の動線を分け、分離したレイアウトを検討し、すべての動線は交差を避け、一方通行とすること

【ラウンドチェックの実施】

- ・開設時のレイアウト、アルコール消毒の配置場所については、設置後にラウンドチェック表（別紙参照）により、ラウンドを実施し、漏れがないか確認すること

5 発熱や体調不良のある方への対応

- ・自宅療養者（感染者）や自宅待機者（濃厚接触者等）がいれば、保健所に連絡し指示を仰ぐこと。一時的に受け入れる場合は、動線（出入口含）を分け、間仕切りなどを使った「専用スペース」に速やかに隔離誘導すること
- ・感染者に対する差別や排斥を避け、一人ひとりの尊厳が守られるよう、医療機関への移送や、個室が確保できる「専用スペース」へスムーズに誘導できるよう事前検討すること
- ・避難所に発熱や咳などの症状のある人がいる場合、ゾーニング（居住区分）を徹底すること
- ・学校等の大規模な避難所は教室等を活用し「専用スペース」の設置を検討すること
- ・小規模な避難所の「専用スペース」は、個室とすることが望ましいが、個室がない場合は、医療機関を受診するまで一時的にテントや車中等を検討すること
- ・発熱や体調不良のある方については、「専用スペース」へ隔離誘導する手順を事前確認。体調により、医療機関の受診、移送等のための手順を医療関係者の協力体制を含め、併せて事前確認すること
- ・医療機関の受診までの間、「専用スペース」で待機すること
- ・感染者が確認された場合に備え、保健所と連携の上、消毒方法やその範囲、その他避難者の移動先等を事前に検討すること

6 避難所運営マニュアルの作成、避難所運営訓練

- ・本マニュアル（新型コロナウイルス感染症対策版）を参考とし、新型コロナ対策用の避難所運営マニュアルを作成すること
- ・市町村、地域住民及び施設管理者等は、マニュアルに沿って訓練を実施すること

第2章 避難所開設時

1 居住スペース、専用スペースの設置

- ・ 事前に決めた避難所開設者（市町村、地域住民、施設管理者等）は、早めに避難所を開設すること
- ・ 事前に検討したレイアウトを基に、ポール（2 m程度が望ましい）や養生テープ等を使用し、「居住スペース」や「専用スペース」を設置すること
- ・ 「段ボールベッド」を活用すること
 - ※ 感染を予防する上で床から離れることが特に重要
- ・ 避難者が居住スペースに入る前には、2 m間隔（人との間隔はできるだけ2 m（最低1 m）空ける。三密を回避するため、1人当たりの居住スペースは4 m²以上）を養生テープ等で示しておくこと
- ・ 避難所においては、「三密」にならない運用が重要（再掲）
- ・ トイレには、できる限り「ペーパータオル」を設置し、「共用タオル」の使用は禁止すること
- ・ 個室でない便器（男性用小便器）の利用にあたっては、一つおきに使用するよう、利用者に対して周知すること
- ・ 「専用スペース」には、パーティションや簡易テントを設置すること
- ・ 発熱や体調不良のある方を完全分離すること
- ・ トイレや洗面所等も含めて「居住スペース」と「専用スペース」の分離を確認
- ・ 「居住スペース」と「専用スペース」の動線が交わらないことを確認。また、動線は一方通行とすること

2 入所受付の設置

- ・ 避難者の健康状態を確認するため、避難所入口の外に「入所受付」を設置すること
- ・ 避難所開設と同時に「入所受付」を設置し運営すること
- ・ アルコール消毒液を複数設置し、雨天時はテントを設営すること
- ・ 体育館に接続する廊下を使用する等、各避難所に応じて設置すること
- ・ 避難者のマスク着用、手洗いを徹底すること
 - ※ マスクを着用していない方については、マスクの配布に努める一方で、マスクは熱中症リスクを高める一因ともなることから、暑さに体が慣れる「暑熱順化」ができずに「脱水症状」を起こすリスクがある。こまめな「水分補給」と「塩分補給」を高齢者、障がい者、子ども等の避難者へ指示
 - ※ 気温、湿度の高い中でのマスクの着用は注意を要することから、熱中症予防として、周囲の人との十分な距離（2 m以上）をとった上で、適宜、マスクを外して休憩することを周知
- ・ 発熱の有無や問診により体調不良を確認すること
 - ※ 検温と問診で「一般避難者」と「感染者」、「濃厚接触者」、「感染の疑いがある者」などをスクリーニングする受付の役割が特に重要
- ・ 非接触型の体温計の使用が望ましいこと
- ・ 接触型の体温計を使用する場合、感染防止のため毎回、アルコール消毒を実施すること

- ・ 検温、問診をするスタッフは、マスクに加え、手袋、プラスチックガウン等を装着すること
- ・ 「避難者カード」の記載にかえて、タブレット端末等を利用した避難者情報の入力についても検討すること。
- ・ 入所受付の結果により、「専用スペース」又は「居住スペース」へ誘導すること
 - ※ 発熱や体調不良者は、「専用スペース」へ誘導する
 - ※ 発熱や体調不良者以外は、「居住スペース」へ誘導する
- ・ 避難者自らが移動できるよう、案内看板や養生テープ等を用意し、誘導すること
- ・ 発熱や体調不良者は、診察が必要であるため市町村災害対策本部と連携し、事前に検討した医療機関等への搬送すること
- ・ 医療機関等へ搬送するまでの間、「専用スペース」で待機させること
- ・ 入所受付の設営前に避難者が「居住スペース」に入った場合は、改めて2 m間隔（人との間隔はできるだけ2 m（最低1 m）空ける。三密を回避するため、1人当たりの「居住スペース」は4 m²以上）、通路幅は2 m以上の区割りをを行うとともに、各避難者の体温と体調を確認すること
- ・ 体育館に接続する廊下を使用する等、改めて入所受付を実施すること

第3章 避難所運営時

1 運営の留意点

- ・避難所に人の出入りがあるごとに、体温と体調を確認すること
- ・衛生環境について指導する「衛生班」を避難者(住民)の中から配置すること
- ・保健師や衛生班が定期的に衛生環境(アルコール消毒の実施状況、食事の配膳状況、避難所内の掃除等)をラウンド(巡回)チェック(別紙参照)を実施することにより、避難所内の感染症対策、衛生管理等を徹底すること
 - ※ 避難所においては、「三密」にならない運用が重要(再掲)
- ・避難者の相談窓口を開設し、ストレス等の「心のケア」を実施すること
- ・避難者に体調チェック表を配付し毎日体温と体調を確認(1日3回)すること
- ・発熱や体調不良者が発生した場合は、事前に検討した手順により、保健師等と連携し医療機関を受診すること
- ・ポスターやチラシ、呼びかけにより避難者の感染症防止のための運営上の留意点を周知すること

【個人での予防措置】

- ・会話をする際には、お互いの距離をできるだけ2m(最低1m)空ける)を保つことを心がけること
- ・手洗いの励行、マスク着用、毎日の体温・体調を確認すること
- ・マスク着脱の前後、「居住スペース」へ戻る時やドアノブ等の共有部分に触れた後は、アルコール消毒を徹底すること
 - ※ 汚れた手で、無意識に目や口を触らないように注意
 - ※ アルコール消毒は、手を乾かしてから必ず使用
 - ※ 石けん、アルコール消毒薬がない場合は、ウェットティッシュやペットボトルの飲料水を活用
- ・熱中症対策として、「喉が渴いた」と感じる前にこまめな水分補給と塩分補給をすること
- ・毎日、体温を測定し、発熱がある、体調が悪いなどがあれば、避難所の運営スタッフにすぐに伝えること
- ・飛沫感染を最小限にするため、「居住スペース」以外で食事をとらないこと
- ・避難所の衛生環境の確保として、避難所の物品や身の回りの物等は定期的に清掃し、避難所の衛生環境の整備に協力すること
- ・避難所における「新しい生活様式」の実践として、会話する際の距離に中止し、対面での着座による食事を回避すること

【避難所での予防措置】

- ・「アルコール消毒薬」を各入口やトイレ等に設置すること
- ・1時間に1回、10分程度、窓を全開する定期的な換気を実施。窓を開けて窓の方向に扇風機などを向けて空気を循環させること
- ・手すり、ドアノブ等の人が接触する共有部分は適宜消毒すること
- ・トイレや洗面所は、1日最低2回の清掃及び消毒をすること

- ・トイレを利用する際は、履き物を履き替えること。また、トイレ使用前には消毒し、（洋式トイレの場合）使用後は便座・ふたを閉じてから流すこと
- ・物品や食事の配給時は、一度机に置くこと等による接触感染を回避すること
- ・ゴミはしっかりとビニール袋等に密閉して廃棄。特に鼻水、唾液などがついたマスク等のゴミは確実にビニール袋に入れて縛るなど密閉した上で捨てるようポスター等で表示すること
- ・ゴミを回収する担当者は、収集の際には、手袋、マスク等を必ず着用し、手袋、マスクを脱いだ後は、必ず石けんと流水で手を洗った上で、手指消毒を徹底すること

2 人権保護

- ・避難所において、差別や誹謗中傷などの人権侵害行為が発生しないよう、避難所となる施設の職員や避難所のスタッフは、新型コロナウイルスに対する正しい理解を深めること
- ・人権侵害行為が発生した場合に備え、あらかじめ相談窓口（みんなの人権110番や子供の人権110番、女性の人権ホットライン、外国人人権相談ダイヤル、各市町村の相談窓口等）の情報についてのポスター、チラシ等を準備し、周知すること

3 避難所における原状回復

- ・個人防護具を着用の上、消毒液を使用し、施設内の清掃・消毒を実施すること

4 在宅避難者等への支援

- ・在宅や車中泊による避難者に要請があれば食糧供給等の支援を実施すること
- ・在宅や車中泊での「熱中症」や「血栓症」等のリスクにも配慮し、声かけの実施や支援を検討すること
- ・支援の要請がある場合等に、在宅避難者等の体調・体温を確認すること
- ・濃厚接触者や感染の疑いがある避難者から要請があった場合は、保健所に連絡・相談すること

(参考)

- ・内閣府R2. 4. 1 避難所における新型コロナウイルス感染症への対応について
- ・内閣府R2. 4. 7 避難所における新型コロナウイルス感染症への更なる対応について
- ・内閣府R2. 5. 21 避難所における新型コロナウイルス感染症への対応の参考資料について
- ・人と防災未来センターR2. 4. 23 避難所開設での感染を防ぐための事前チェックリスト
- ・厚生労働省R2. 4. 7 新型コロナウイルスを想定した「新しい生活様式」の実践例
- ・厚生労働省R2. 5. 6 令和2年度の熱中症予防行動について